

## 国立研究開発法人国立環境研究所委託業務規程

平成13年4月	1日	規程第30号
平成26年3月	7日	一部改正
平成27年4月	1日	一部改正
平成27年5月	15日	一部改正
平成31年1月	4日	一部改正
令和2年4月	1日	一部改正

### (趣旨)

第1条 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第9条及び第15条の規定に基づく調査又は研究、環境情報収集等及びその他の業務（以下「研究等業務」という。）に係る業務の委託契約（以下「委託契約」という。）に関する取扱いについては、この規程によるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、知的財産権とは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程第2条第5号に規定する権利及び外国における前記の権利に相当する権利、並びにその他一切の知的財産権をいう。

### (研究等業務の委託)

第3条 研究所は、自ら実施することが効率的でないと認める研究等業務の実施を研究所以外の者に委託（以下「委託業務」という。）することができる。

### (相手方の選定)

第4条 研究所は、研究等業務を委託するときは、当該業務の内容、実施方法及び時期並びに経済性等を考慮して、当該委託業務を最も適正かつ確実に実施することができると認められる者を委託契約の相手方として選定するものとする。

2 当該選定に当たっては、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程及び国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則に基づき、一般競争、指名競争及び随意契約のいずれかにより行うものとする。

### (委託業務の期間)

第5条 研究所が研究等業務を委託する期間は、1事業年度内の期間とする。但し、特別の事情がある場合はこの限りではない。

### (委託業務実施計画書等)

第6条 研究所は、委託契約を締結しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を示し、委託を受託しようとする者から別紙様式第1号による委託業務実施計画書を提出させ、これを審査しなければならない。

- (1) 業務の題目
- (2) 業務の目的及び概要
- (3) 業務の実施場所
- (4) 業務の実施期間
- (5) 業務の実施方法
- (6) 業務完了報告書の提出期限、提出場所
- (7) その他必要な事項（成果物の仕様等）

(委託費の算定)

第7条 委託業務の実施に要する経費（以下「委託費」という。）は、当該業務に係る実施要領及び別表による「委託業務費算定基準表」によるもののほか、算出基準が明らかな合理的な単価に基づき算定するものとする。

(契約の締結)

第8条 研究所は、委託契約にあたっては、別紙様式第2号による委託契約書を標準として、契約を締結するものとする。

(委託業務遂行の責務)

第9条 研究所は、委託業務の執行に当たり、当該委託業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し、委託契約書及び実施要領に則して善良な管理者の注意をもって適正に業務が行われるよう指導しなければならない。

(委託業務の変更等の取扱)

第10条 研究所は、委託契約締結後に当該委託業務の内容を変更しようとするときは、実施要領を変更の上、受託者に提示し、別紙様式第1号による委託業務変更実施計画書を提出させ、これを審査しなければならない。但し、第6条により提出された委託業務実施計画書の内容等に変更がなく、また、委託業務実施計画書の経費区分の軽微な変更の場合においてはこの限りではない。

2 研究所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、契約書の一部変更を行うものとする。

3 研究所は、受託者が委託契約締結後に委託業務実施計画書の変更をしようとするときは、あらかじめ受託者から別紙様式第3号による委託業務変更承認申請書を提出させるものとする。但し、委託業務実施計画書の経費区分の軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

4 研究所は、やむを得ないと認められる場合に限り、前項の申請に係る変更を承認するものとする。この場合において、研究所は、必要があると認めるときは、契約書の一部変更を行うものとする。

(委託業務の中止)

第11条 研究所は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、受託者から別紙様式第4号による委託業務中止（廃止）申請書を提出させたうえ、当該申請を承認するものとする。

(実施状況の報告等)

第12条 研究所は、委託業務の実施状況を把握するため、受託者に対し実施要領に定めるもののほか、必要に応じ委託業務の実施に関して報告又は資料の提出を求めるものとする。

(帳簿その他の関係書類の備付け及び保存)

第13条 研究所は、委託費の適正な執行を確保するため、受託者に対して、次に掲げる会計帳簿及び関係証拠書類（以下「関係書類」と総称する。）を備え付けさせ、委託業務実施年度後終了5年間これを保存させるものとする。

(1) 現金出納簿及び備品台帳

(2) 俸給、給料、謝金等支給簿、出勤簿及び出張命令簿

(3) 委員会等開催記録簿、作業日誌及び電算機使用記録簿

(4) 領収証書その他関係必要書類

2 前項の規定にかかわらず、受託者が補助簿等により適正な区分管理を行う等委託費の執行に係る経費を明確にする措置を講じている場合には、受託者の規則、規約又は規定に基づく帳票等をもって前項の関係書類に代えることができる。

(委託業務の調査等)

第 14 条 研究所は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、受託者から報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(委託業務の完了の確認)

第 15 条 研究所は、受託者が委託業務を完了したときは、受託者に別紙様式第 5 号による委託業務完了報告書を提出させるものとする。

2 研究所は、受託者から前項の委託業務完了報告書を受けたときは、速やかに第 16 条の規定により任命した検査職員に検査立合職員のもと実施要領、委託業務実施計画書等と照合の上で委託業務の完了を確認させ、別紙様式第 6 号による検査調書を報告させるものとする。

(委託業務の監督及び検査職員)

第 16 条 研究所は、委託業務の監督及び委託業務の完了の確認を行う監督職員及び検査職員の発令を行うものとする。

(委託費の精算)

第 17 条 研究所は、受託者から委託業務の契約期間に照らし別途定める日までに別紙様式第 7 号による委託業務精算報告書を提出させるものとする。

2 研究所は、前項の報告書を受けたときは、遅延なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知し、受託者に別紙様式第 8 号による委託業務費精算払請求書を提出させるものとする。

3 研究所は、受託者から前項の委託業務費精算払請求書の提出があった後に委託費の支払を行うものとする。

(前払い)

第 18 条 研究所は、受託者から前払いの請求があったときは、委託業務実施計画及び業務の進捗状況等を参酌して必要と認めた場合に限り、別紙様式第 8 号による委託業務費前払い請求書を提出させ、前払いを行うものとする。

(物品の帰属)

第 19 条 委託業務を実施するため取得した物品は、研究所と受託者の間に特段の合意がある場合を除き、研究所に帰属する。

2 研究所は、前項において研究所に帰属した物件を受託者の希望により貸与し、又は譲渡することができる。

(知的財産権の帰属)

第 20 条 委託業務の実施により取得した知的財産権は、研究所と受託者の間に特段の合意がある場合を除き、研究所に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、産業技術力強化法（平成 12 年 4 月 19 日法律第 44 号）第 17 条の規定が適用された場合は、研究所は、その権利を譲り受けないことができる。

(返納金の管理)

第 21 条 研究所は、委託費の前払いを行った委託契約について次の各号の一に該当したときは、当該返納金又は過払金について受託者に研究所の指示する期日までに返納させるものとする。

- (1) 委託契約を解除し、返納金が発生したとき
- (2) 委託費の精算の結果、過払金が発生したとき
- (3) 委託業務の一部を中止又は廃止し、返納金が発生したとき

(特例)

第 22 条 研究所は、受託者が国、若しくは地方公共団体である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の一部を適用しないことができる。

2 研究所は、本規程に定める事項のほか、委託業務の実施に関し必要があると認める事項は、受託者と研究所の合意により別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 7 日）

この改正は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であって、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

附則（平成 27 年 4 月 1 日）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 5 月 15 日）

この改正は、平成 27 年 5 月 15 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であつて、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

附則（平成 31 年 1 月 4 日）

この改正は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であつて、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

改正附則（令和 2 年 4 月 1 日）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。但し、同日前に締結された委託契約であつて、同日以降も継続して実施されるものにあつては、なお従前の例による。

国立研究開発法人国立環境研究所  
理 事 長 殿

所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

委 託 業 務 ( 変 更 ) 実 施 計 画 書

- 1 委託業務題目名
- 2 委託業務の目的・概要
- 3 委託業務を行う場所
- 4 委託業務実施期間 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
- 5 実施計画の内容
  - (1) 委託業務に直接従事する主たる職員の職名及び氏名
  - (2) 委託業務実施計画の詳細
  - (3) 収支予算及び物品購入計画（物品の購入がある場合）

①収入の部

単位：円

経 費	予 算 額	備 考
委 託 費		

(注) 委託業務変更計画書においては、当初の委託業務実施計画書との変更部分を下線により明示する。

②支出の部

単位：円

経費区分	予算額	内 容	備 考
人件費			
人件費 計			
業務費 旅費 諸謝金 賃金 借料損料 印刷製本費 会議費 その他			
業務費 計			
一般管理費			
技術経費			
計			
消費税及び 地方消費税			
合 計			

- (注1) 経費区分・予算額を記入し、内訳欄に積算の内訳を詳細に記入する。  
 (注2) 受託団体の超過負担分は、備考欄に当該団体が負担する旨を明示する。  
 (注3) 変更の場合には、当初の予算額等を上段括弧書き等により明示する。  
 (注4) 間接経費を計上する場合は、一般管理費及び技術経費を除くものとする。  
 (注5) 免税業者は計及び消費税及び地方消費税を除くものとする。  
 (注6) 地方公共団体は一般管理費、技術経費、計及び消費税及び地方消費税を除くものとする。

③物品購入計画

単位：円

品 目	規 格	数 量	購入予定		使用目的	備 考
			単価	金額		

- (注) 記載の品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品とする。  
 (4) 報告書提出期限及び提出部数

委 託 契 約 書

国立研究開発法人国立環境研究所理事長〔氏名〕（以下「甲」という。）と〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

- 一 委託業務題目名
- 二 委託業務の内容及び経費  
委託業務実施計画書のとおり
- 三 契約期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（注）「消費税額及び地方消費税」額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に〔消費税法に基づく消費税の税率及び地方税法に基づく地方消費税の税率の合計を記載する。〕を乗じて得た金額である。

- 2 乙は、委託費を委託業務実施計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。
- 3 委託業務実施計画書等の内容に変更がなく、委託業務実施計画書の経費区分の流用額が10分の1以内の軽微な変更については、手続きを必要としなく了承するものとする。

（委託業務の遂行）

第3条 乙は、この委託業務を、委託業務実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第5条 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、速やかに国立研究開発法人国立環境研究所委託業務規程（以下「規程」という。）別紙様式による委託業務完了報告書を作成し、第1条第3号に定める完了期限までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、第1条第3号に定める契約期間の経過後〔必要な提出期限を記載する。〕までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を規程別紙様式により作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内〔必要に応じ「又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日」を記載する。〕までに、完了し

た委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

- 第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に委託費の請求を行う。この場合乙は、規程別紙様式による委託業務費精算払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、必要があると認められる金額については、乙の請求により、前項の規定にかかわらず前払いすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、甲の承認を得た後、規程別紙様式による委託業務費前払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項又は第2項に基づく適正な請求書を受領したときは、乙に委託費を支払わなければならない。

(過払金の返還)

- 第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(委託業務の中止)

- 第12条 天災地変その他止むを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、乙は、規程別紙様式による委託業務中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から前条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
  - 二 乙が第5条、第23条又は第25条の規定に違反したとき。
  - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
  - 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき



- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った委託費の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

- 第14条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第13条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(委託業務の変更)

- 第15条 乙は、第13条に規定する場合を除き、委託業務実施計画書に記載された委託業務の内容又は経費区分に記載した予算額を変更しようとするときは、規程別紙様式第3号による委託業務計画変更承認申請書正副2通を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が第2条第3項に定める軽微なものである場合はこの限りでない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、必要な条件を付すことができる。

(違約金)

- 第16条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 甲が第13条又は第14条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行

為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### （損害賠償）

第17条 甲は、第13条又は第14条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### （延滞金）

第18条 乙は、第13条第4項の規定による委託費の返還又は第16条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

#### （表明確約）

第19条 乙は、第13条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第20条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （特許権等の帰属）

第21条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該委託に係る産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第2項で準用する同条第1項で定める権利（以下「特許権等」という。）を乙から譲り受けないものとする。

一 乙は、当該委託に係る技術に関する研究の成果で特許権等が得られた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

三 乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の

変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該特許権等を譲り受けるものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 4 その他、特許権等に係る報告、管理等については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(納入物の利用等)

第22条 前条第1項の規定にかかわらず、乙は、委託業務により納入された著作物(以下「納入物」という。)に係る著作権について、甲による当該納入物の利用に必要な範囲で、追加の費用負担をすることなく、甲及び甲が指定する第三者が実施する権利を甲に許諾するものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく甲及び甲の指定する第三者による実施について、著作人格権を行使しないものとする。また、乙は、納入物に第三者が従前より権利を有する著作物が含まれるときには、当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務の成果である旨を明示するものとする。

(委託業務上の守秘義務)

第23条 乙は、委託業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第24条 乙は、第5条の規定により再委託等を承認された場合に乙が行う委託契約中に前三条と同様の規定を定めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第25条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
  - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(再委託等する場合における再委託等先を含む。)に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、委託業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要

と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。

- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

#### (委託業務の調査)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

#### (帳簿等)

第27条 乙は、委託業務にかかる経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### (物品管理)

第28条 乙は、委託費により取得した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、前項の物品のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し、又はこの契約を解除したときに甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。

#### (甲による契約の公表)

第29条 乙は、委託業務の題目名、委託費の金額、この契約の締結日、乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

#### (債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (疑義の決定)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定める。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 印

乙 所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

---

注1) 免税事業者(地方公共団体を含む。)との契約の場合は、第2条第1項は次のとおりとする。  
(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金 円(消費税及び地方消費税相当分を含む。)を超えない範囲内で委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)を支払う。

注2) 産業技術力強化法(平成12年4月1日法律第44号)第17条の規程を適用しない場合は、第21条及び第22条は次のとおりとする。

(特許権等の帰属)

第21条 委託業務の実施により取得した特許権等の知的財産権は、甲乙との間に特段の合意がある場合を除き、甲に帰属するものとする。

(納入物の利用等)

第22条 委託業務により納入された著作物(以下「納入物」という。)に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は納入物に関して著作権人行使しないものとする。また、乙は、納入物に第三者が従前より権利を有する著作物が含まれるときには、当該第三者が著作権人行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務の成果である旨を明示するものとする。

変更委託契約書

委託者 国立研究開発法人国立環境研究所理事長〔氏名〕と、受託者 乙〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕において、令和 年 月 日付け委託契約を締結した「委託業務題目名」について、次のとおりその一部を変更する。

- 1 原契約書第1条第2号中の「委託業務実施計画書」を「委託業務変更実施計画書」に改め、別添のとおりとする。
- 2 原契約書第1条第3号中の「契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」を「契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」に改める。
- 3 原契約書第2条第1項中の「金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）」を「金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）」に改める。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持するものとする。ただし、その他の条項は原契約条項のとおりとする。

令和 年 月 日

甲 所在地  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 印

乙 所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

(注) 変更のない部分については、削除すること。

(注) 免税事業者（地方公共団体を含む。）との契約の場合は、原契約書第2条第1項については、「金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）」を「金 円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）」とする。

委託業務計画変更承認申請書

番 号  
日 付

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

(受託者)  
所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

令和 年 月 日付け契約の（委託業務題目名）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する業務計画又は業務内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託業務実施計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を対比して記載する。

委託業務中止（廃止）申請書

番 号  
日 付

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

(受託者)  
所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

令和 年 月 日付け契約の（委託業務題目名）について、下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 業務の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の業務の実施状況
  - (1) 業務について
  - (2) 経費について
  - (3) 経費支出状況

単位：円

経費区分	月 日現在 支出済状況	残額	支出予定額	中止（又は 廃止）に伴 う不用額	備考
計					

- 3 中止（廃止）後の措置
  - (1) 業務について
  - (2) 経費について
  - (3) 経費支出予定明細

単位：円

経費区分	支出予定金額	備考
計		



委託業務完了報告書

番 号  
日 付

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

(受託者)  
所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

下記のとおり委託業務を完了しましたので報告します。

記

- 1 委託業務題目名
- 2 契約締結年月日  
令和 年 月 日
- 3 委託費の金額  
円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 4 委託業務完了期限  
令和 年 月 日
- 5 委託業務完了年月日  
令和 年 月 日

(注) 免税事業者(地方公共団体を含む。)にあっては、「(うち消費税額及び地方消費税額 円)」を「(消費税及び地方消費税相当分を含む。)」とする。

検 査 調 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

検査職員 所属  
氏名 印

検査立会人 所属  
氏名 印

下記のとおり検査を実施したので報告します。

記

1 委託業務題目名	
2 契約の相手方	
3 契約金額	金 円
4 検査実施年月日	令和 年 月 日
5 検査実施場所	
6 検査の結果 及び特記事項	

委託業務精算報告書

番 号  
日 付

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

(受託者)  
所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

令和 年 月 日付け契約の（委託業務題目名）について、下記のとおり業務の実施に係る委託費の収支実績を報告します。

記

1 業務の実施状況

(1) 業務内容（又はその概略）

(2) 業務実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(3) 経理担当者

## 2 経費収支明細

### (1) 経費収支明細

単位：円

経費区分	委託費	流用等 増減額	流用等増 減後の委 託費	支出済額	過不足額	備 考
人件費						
業務費 旅費 諸謝金 賃金 借料損料 印刷製本費 会議費 その他						
一般管理費						
技術経費						
計						
消費税及び 地方消費税						
合計						

(注1) 受託団体の超過負担分は、備考欄に当該団体が負担する旨の明示をする。

(注2) 免税業者には計及び消費税及び地方消費税を除くものとする。

(注3) 地方公共団体は一般管理費、技術経費、計及び消費税及び地方消費税を除くものとする。

## (2) 経費収支明細 (内訳表)

単位：円

経費区分	支出済額	内訳	備考
人 件 費			
人件費 計			
業務費 旅費 諸謝金 賃金 借料損料 印刷製本費 会議費 その他			
業務費 計			
一般管理費			
技術経費			
計			
消費税及び 地方消費税			
合計			

(注) 各記入欄の大きさは、記載する内容により適宜加減する。また、1枚の用紙に記入しきれない場合は用紙を追加する。

精算  
委託業務費 払請求書  
前

番 号  
日 付

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 殿

(受託者)  
所在地  
商号・名称  
代表者役職・氏名 印

令和 年 月 日付け契約の（委託業務題目名）に係る委託費として、下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円）

内訳	委託額	円
	委託費確定額	円
	前払額	円
	精算請求額	円
	前払受領額	円
	差引残額	円

2 振込先金融機関及び口座

受取人住所	
名 義	
振込先金融機関名	銀行 金庫 支店
預貯金種別	普通 ・ 当座 ・ 通知 ・ 別段
口座番号	

(注) 免税事業者(地方公共団体を含む。)にあつては、「(うち消費税額及び地方消費税額 円)」を「(消費税及び地方消費税相当分を含む。)」とする。

## 別表

## 委託業務費算定基準表

経費区分	費目	経費区分及び費目の説明	単価及び算出方法	備考	
直接的経費	人件費	委託業務に直接従事する職員の本俸・諸手当・賞与等	① 各受託団体のあらかじめ定められた受託基準による日額とする ② ①の受託基準がない場合は、直接従事する職員の前年の収入を基礎に受託団体の昇給率を乗じて当該年における所要額を算出の上、服務規程、給与規定等に基づき日額(時間額)単価を求め従事予定日数を乗じて算出する	左記により算出した単価×稼働日数(時間数)	
	業務費	旅費	職員及び部外協力者の調査又は連絡に要する旅費(外国旅費を含む)	受託団体の内部規定により積算する	資料複写(コピー代)を含む  印刷原稿・レイアウト作成等の経費及び印刷用紙代等の消耗品費を含む
		諸謝金	外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆謝金等	受託団体の内部規定により積算する	
		備品費	調査(測量・試験・研究等を含む。)用の器具機械類その他設備費及び図書費	実情に即した価格により算出する	
		消耗品費	調査等に必要なる事務用品費及び消耗機材等(一般管理費に含まれるものを除く。)	同上	
		賃金	調査研究補助及び資料整理等のために雇用するアルバイト等の賃金	受託団体の内部規定により積算する	
		借料及び損料	機械器具借料及び損料、検会等の会場借料	実情に即した価格により算出する	
		雑役務費	速記料・謄写料・翻訳料・青写真焼付料等	同上	
		印刷製本費	調査・研究等に必要なる資料印刷、資料複写及び成果報告書印刷代	同上	
		その他経費	会議費等	同上	
外注費(外部委託等)		外部委託業者からの見積額により算出する	委託業務の実施に関し必要となる業務の一部を他者に請け負わせ又は委託するのに必要となる経費は、全てここに含まれる		
間接的経費	一般管理費	受託団体等の管理及び運営活動に必要な経常的経費で、設備費、及び労務費等	(直接経費-外注費)×Aにより算出 Aは一般管理費率(=15/100以内)※競争的資金の間接経費率については(=30/100以内)		
	技術経費	委託業務を処理するのに必要な技術等の習得に要した費用及び技術職員の知識情報等の収集蓄積のために必要とする経費	人件費×B Bは一般管理費率(=10/100以内)	特殊技術を必要としない業務を行う者に係る人件費は、算定基礎額から除外する	
	小計		直接的経費+間接的経費		
消費税及び地方消費税		消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出された額	小計×左記により規定された税率により算出		
合計		委託費の額		この額を契約時に用いる委託費の金額とする	